

## 議 案 第 6 号

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月15日提出

富士見市長 星 野 光 弘

### 提 案 理 由

重度心身障害者の医療に係る現物給付の対象地域が埼玉県内全域になること等に伴い、富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「額（）」を「額（第1項第3号の規定に該当する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの療養に要する費用の額を除く。）」に改める。

第4条第1項中「市」を「市長」に改め、「（第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金等を除く。）」を削り、同項ただし書中「受給者」を「対象者」に改める。

第6条第1項中「助成金の支給」を「第4条第1項及び第3項の規定により助成金を支給すること」に改め、同条第2項中「助成金の支給を行わない」を「第4条第2項の規定により助成金を支給しないことを決定した」に改める。

第7条中「被保険者証、組合員証又は加入者証を提出するとともに」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受け」に改める。

第8条第1項中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条第2項中「市は」を「市長は」に、「市長の指定する」を「規則で定める」に、「一部負担金等を」を「当該医療機関等の請求により、当該医療に係る一部負担金等を受給者又はその保護者に」に改め、同条第3項中「受給者」の次に「又はその保護者」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の第8条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の診療に係る助成金の支給について適用し、同日前の診療に係る助成金の支給については、

なお従前の例による。